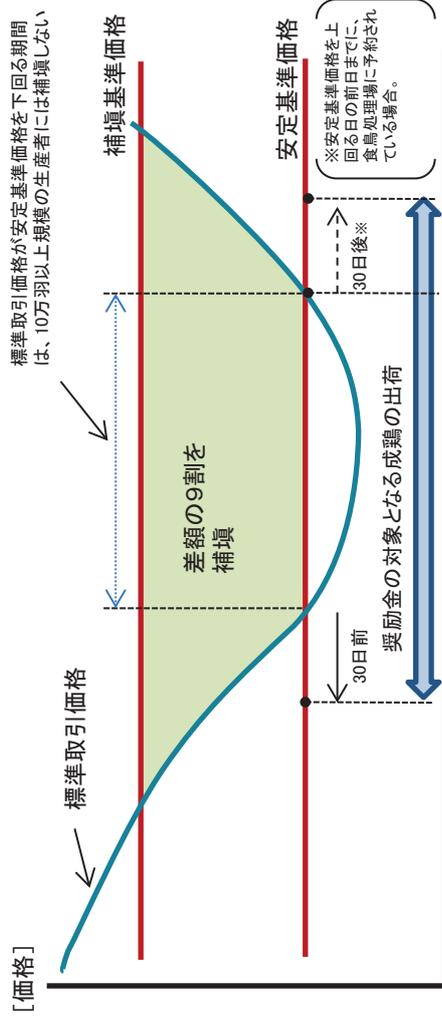


鶏卵生産者経営安定対策について

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

【29年度予算額：49億円】



1. 鶏卵価格差補填事業

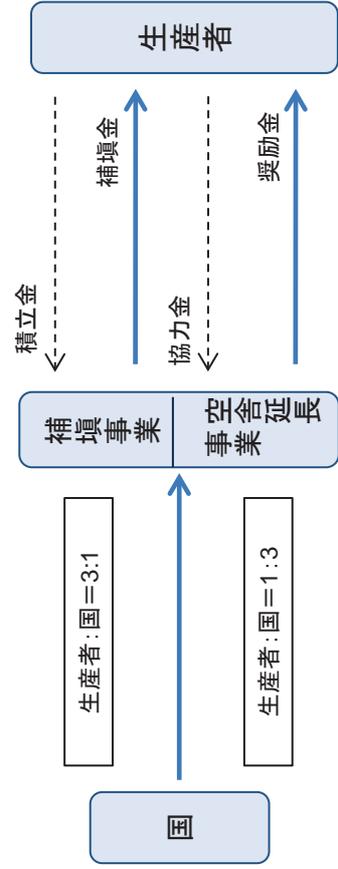
鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

〔 2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設ける場合に奨励金（210円/羽以内。ただし、小規模生産者（10万羽未満）は270円/羽以内）を交付する。

【積立金の流れ】



畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

【68,481百万円】

対策のポイント

平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を進めることにより、我が国の畜産・酪農の収益力強化を進めます。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の体質強化を図るためには、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要となっています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、1～3の事業を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ①「総合的なTPP関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けて、キャトルステーションの整備等、効果的な肉用繁殖雌牛・乳用雌牛の増頭・増産の取組を行う協議会に対し、1～3の事業を一体的に支援する「肉用牛・酪農重点化枠」
- ②中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定します。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

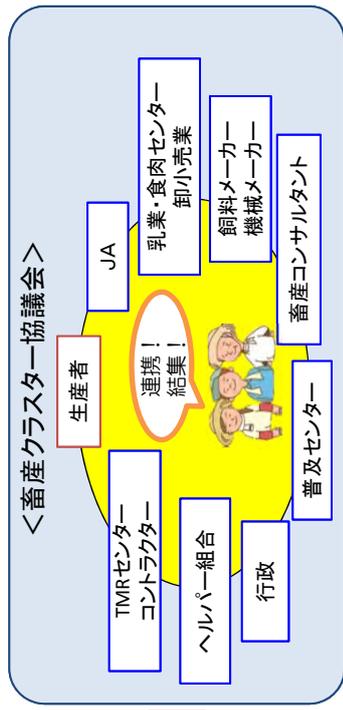
補助率：基金管理団体へは定額
支援対象者へは、1、2の事業は1/2以内、3の事業は定額
基金管理団体：民間団体
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 (03-3501-1083)]

H28補正 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

畜産・酪農の中長期的な成長のための生産基盤の構築

- 畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進め、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。
- 特に、重点的に進めべき課題に対応するため、
 - ① TPP政策大綱に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
 - ② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
 - ③ 我が国の高品質の畜産物の輸出入を支援する「輸出入拡大優先枠」を設定。



《肉用牛・酪農重点化枠》（100億円）

- 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点に推進すべき取組（重点化メニュー）に取り組む場合、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援

○ 併せて、効果の早期発見、普及を図るため、支援を拡充

【重点化メニュー】

（肉用牛）

- ・地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築
- ・受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育）
- ・ICTの活用推進
- ・繁殖肥育一貫体制の構築（酪農）
- ・性判別精液等を活用した乳用後継牛の確保・育成の推進
- ・分業体制の構築・省力化の推進

【支援の拡充】

- ・施設整備と一体的な家畜導入について「貸付方式」に加えて「購入方式」も可能に
- ・重点化メニューの取組を地域を越えて広く普及するために必要な研修施設等の整備への支援を追加

《中山間地域優先枠》（50億円）

- 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分
- 中山間地域特有の地形的制約を踏まえ、「地域の規模拡大率以上に規模拡大する場合」へ規模拡大の要件を緩和。

《輸出入拡大優先枠》（25億円）

- 協議会の構成員に輸出入拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出入拡大に係る具体的な計画を有している取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

【9,400百万円】

対策のポイント

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層進めるため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るためには、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を通じて、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現することが重要です。
- ・このため、畜産クラスター計画を策定した地域において、同計画に即して、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

飼料作物の単位面積当たりの収量が25%以上増加するよう草地の整備等を推進

<主な内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の整備を推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水 等

（国費率、補助率：2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人）

2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

効率的な飼料生産基盤を形成するため、家畜ふん尿を発酵してスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を実施します。

- ・主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等

（国費率：4/5（北海道）
事業実施主体：国）

3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。

- ・主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

（国費率：3/4（北海道）
事業実施主体：国）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|------------|----------------|
| 1の事業 | 生産局飼料課 | (03-6744-2399) |
| 1の事業 | 農村振興局農地資源課 | (03-6744-2207) |
| 2の事業 | 農村振興局水資源課 | (03-3502-6244) |
| 3の事業 | 農村振興局防災課 | (03-3502-6430) |

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

- 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るため、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を加速することが重要。
- このため、各地域で作成する畜産クラスター計画により、地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層進めるため、**大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化等の基盤整備を推進。**

1. 事業内容

①大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進

内容：区画整理、暗渠排水 等
 国費率、補助率：2/3、1/2 等

②家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵スラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進

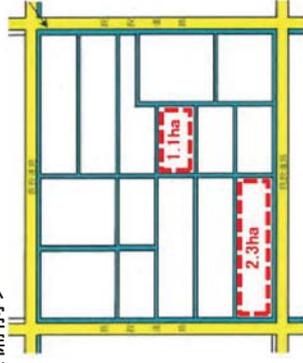
内容：肥培かんがい施設、排水施設 等
 国費率：4/5（北海道）

③泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進

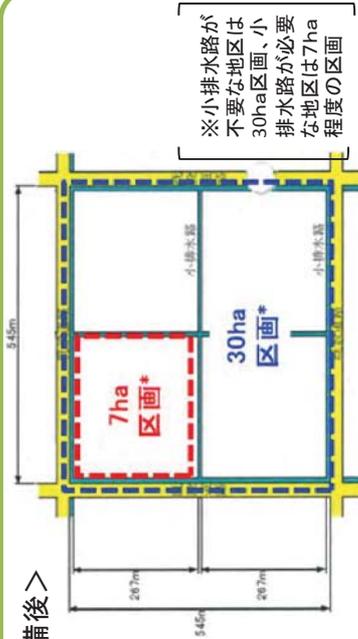
内容：整地、暗渠排水、排水施設 等
 国費率：3/4（北海道）

＜整備前＞



現状の自然水路に合わせて整備

＜整備後＞



大区画による効率的な飼料生産



個人所有の農業機械による作業



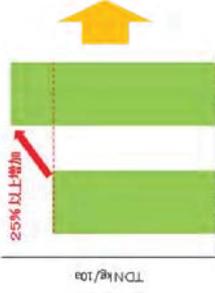
山成に合わせて整備

＜効果＞

大区画化による作業効率向上の結果、適期収穫が可能となることや、基盤整備を通じた排水不良の改善等により、飼料作物の単位面積当たりの収量を25%以上増加



大型作業機械による作業



・飼料生産コストの低減
 ・地域ぐるみの収益性向上に大きく貢献

生産性向上のため、緩傾斜に整地



急傾斜地→緩傾斜地

※TDNとは、飼料作物中に含まれる栄養価のこと。

2. 実施要件

飼料作物の単位面積当たり収量が25%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県、事業指定法人

畜産・酪農生産力強化対策事業

【1,600百万円】

対策のポイント

畜産・酪農の生産力強化を図るため、性判別技術を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大、畜産経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、養豚における優良な純粋種豚等の導入による豚の生産能力の向上等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用種後継雌牛の確保及び和子牛の生産拡大を通じた酪農経営の収入増と、和牛繁殖経営の繁殖性の向上を推進していくことが必要です。
- ・また、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図る必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))

<主な内容>

畜産・酪農の生産力の強化を図るため、以下の事業を支援します。

また、基金方式により複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

1. 酪農経営改善対策

酪農経営における優良な乳用種後継雌牛の確保や和子牛の生産拡大等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の経営改善に向けた計画的な取組
- (2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- (3) 性判別精液生産機器等の導入
- (4) 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

2. 繁殖性等向上対策

乳用種後継牛及び和牛繁殖雌牛を効率的に生産するため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 和牛繁殖経営におけるICT等の新技術（情報通信技術も利用した発情発見装置等）を活用した繁殖性の向上等を図るための取組
- (2) 子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、監視装置等による分娩事故の防止等）への支援

3. 養豚競争力強化対策

養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援します。

- (1) 優良な純粋種豚・精液等の導入
- (2) 飼料利用性を測定するための機器導入
- (3) 肉質を測定するための機器導入
- (4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

4. 家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額、1/2以内）
基金管理団体：民間団体
支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

(1) 酪農経営改善対策

対策のポイント

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大の取組を進め、畜産新技術に立脚した力強い酪農経営を確立します。

<背景／課題>

- ・「総合的なT P P 関連政策大綱」に即し、酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用種後継雌牛を確保した上で、和子牛の生産拡大を図り、酪農経営の収入増を推進していく必要があります。

政策目標

生乳の生産量 (745万 t (平成25年度) → 750万 t (平成37年度))
牛肉の生産量 (51万 t (平成25年度) → 52万 t (平成37年度))

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 酪農経営改善のための支援

性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の効率的な確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、和子牛育成施設の補改修、育成牛の外部預託の推進等の経営改善に向けた計画的な取組を支援します。

【補助率：定額、1 / 2 以内】

(2) 性判別精液生産機器の導入

優良な乳用種後継雌牛を効率的に確保するため、性判別精液の生産に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1 / 2 以内】

(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備

和牛受精卵等の生産拠点の能力強化に必要な機器の整備を支援します。

【補助率：1 / 2 以内】

(4) 受精卵移植技術の実技研修会等の開催

受精卵移植技術の受胎成績等の高位安定化を図るため、実技研修会等の開催を支援します。

【補助率：1 / 2 以内】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

(2) 繁殖性等向上対策

対策のポイント

畜産経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した繁殖性の向上、子牛の損耗防止等の取組を進め、畜産新技術に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産の生産力を強化するためには、畜産経営の繁殖性の向上により肉用子牛の生産拡大を図り、肥育経営のコスト削減による経営改善を推進していくことが必要です。

政策目標

生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築

和牛繁殖経営における繁殖性の向上を図るため、繁殖雌牛の行動や体温等から人工授精の適期等を判断するための機器の導入や繁殖関連情報の蓄積を通じて、飼養管理の改善・指導等に活用する取組を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

(2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

肉用牛の繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するための発育・栄養状態や発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証を推進します。

【補助率：定額】

(3) 飼養管理技術高度化推進

肉用牛及び乳用牛における子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、分娩事故を防止するためのICTを活用した簡易畜舎等）を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

(3) 養豚競争力強化対策

対策のポイント

豚の生産性・肉質等を向上するため、種豚生産経営における原種豚の生産能力向上等の取組を進め、国産豚肉の競争力強化を図ります。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図る必要があります。

政策目標

豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 優良な純粋種豚・精液の導入

純粋種豚の繁殖能力等の向上を図るため、優良な形質を持つ純粋種豚や人工授精用精液、及びデータ収集のための一代雑種雌豚（両親ともに種豚登録されている場合に限る）の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(2) 飼料利用性を測定するための機器導入

飼料利用性の良い種豚を作出するため、飼料摂取量など飼料利用性の測定に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(3) 肉質を測定するための機器導入

我が国の消費者等に求められる肉質を持つ種豚を作出するため、ロースの大きさなど肉質の測定に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

純粋種豚における子豚の事故率や伝染性疾病のまん延防止のため、より高度な飼養衛生管理を実施するために必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-3591-3656）]

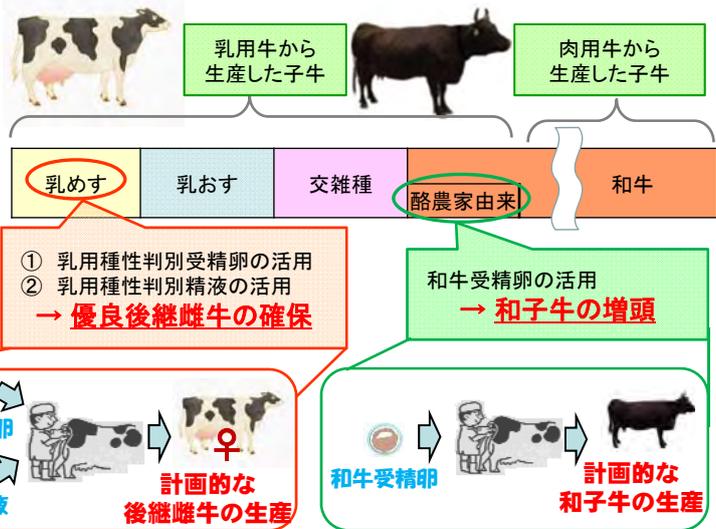
畜産・酪農生産力強化対策事業(基金)

【平成28年度補正予算額：1,600百万円】

- 酪農経営においては、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少しており、和牛繁殖経営においても、高齢化の進展や繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少
- このため、性判別技術を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大を図る取組等を推進
- 国産豚肉の競争力を強化するため、種豚の生産性向上等を図る取組を推進

■ 優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大

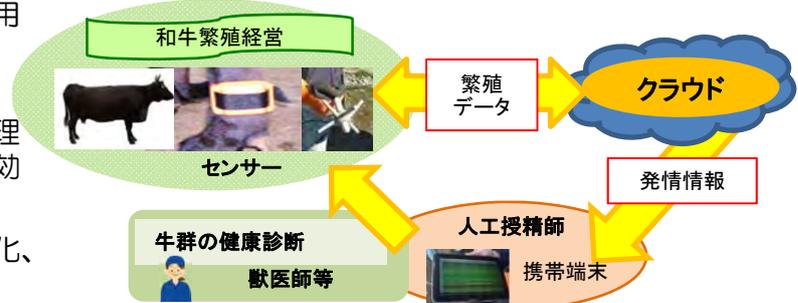
- 性判別受精卵・精液を活用した優良後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛の生産拡大、等の経営改善に向けた計画的な取組



- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性判別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

■ ICT等を活用した繁殖性の向上等(拡充)

- 情報通信技術（ICT）等を活用した繁殖性の向上等を図るための機器の導入
- 農家の生産・経営情報の一元管理によるデータに基づく飼養管理の効率化・高度化
- 地域の畜産技術者等の技術力強化、子牛の損耗防止など地域における技術的な課題の解決



■ 養豚業の基礎となる種豚の生産性の向上等

- 優良な純粋種豚・精液等の導入
- 飼料利用性を測定するための機器導入
- 肉質を測定するための機器導入
- 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入



肉質の測定



畜舎消毒洗浄ロボット

■ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等

- 生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催

〔 支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等 〕

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【900百万円】

対策のポイント

自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、①難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。また、飼料生産基盤を有効活用するため、②国産粗飼料の広域流通体制の構築、③公共牧場の活用拡大と機能強化、④我が国に適した放牧（日本型放牧）の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、自給飼料の一層の生産拡大を図り、畜産・酪農の競争力強化を強力に進めることが喫緊の課題です。
- ・こうした中、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化を図るため、
 - ① 従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除、
 - ② 土地条件の制約等から自給飼料生産が困難な地域に対する国産粗飼料の広域流通体制の構築、
 - ③ 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用できていない公共牧場の活用拡大と機能強化、
 - ④ 大幅な生産コストの削減につながる我が国に適した放牧（日本型放牧）の推進を進める必要があります。

政策目標

○飼料作物の生産量

(350万TDNトン（平成25年度） → 501万TDNトン（平成37年度）)

○飼料自給率の向上（26%（平成25年度） → 40%（平成37年度）)

○飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） → 108万ha（平成37年度）)

<主な内容>

自給飼料の一層の生産拡大に加え、飼料生産基盤の更なる利活用の取組を緊急的に進め、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進します。

1. 草地難防除雑草駆除対策事業

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う高位生産草地への転換（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工）や駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体

2. 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- (1) 広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会の開催等を支援します。
- (2) 国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するために必要な施設・機械の整備を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：飼料生産組織、農業者集団等

3. 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

- (1) 地域における肉用牛・酪農の生産基盤の強化に資するため、計画に基づき行う夏期預託から周年預託への転換、公共牧場自ら行う肉用子牛の生産や乳用後継牛の供給の取組等を支援します。
- (2) コントラクターや生産組合が利用率の低下した公共牧場等を有効活用するために、行う草地の生産性改善や機械導入等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、農業者集団等

4. 日本型放牧モデル普及推進事業

- (1) 肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧の普及のため、モデル実施に係る計画作成、放牧地確保のための調整会議の開催、疾病予防対策の実施等の取組及びモデル実施のための条件整備を支援します。
- (2) 日本型放牧の全国的な普及を推進するため、優良事例の収集・分析、事例集の作成、専門家による現地指導、地域指導者の育成、地域での放牧技術普及等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者集団等、民間団体

[お問い合わせ先：生産局飼料課 (03-6744-2399)]

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【平成28年度補正予算】 予算額 900百万円

◆ 草地難防除雑草駆除対策事業

- 1 計画の策定等
難防除雑草駆除計画の策定や調査分析に支援します。
- 2 草地改良
計画に基づき行う高位生産性草地への転換(除草剤散布、耕起、碎土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工)の取組を支援します。
- 3 対策の活用・普及等に必要なたデータ収集、研修会等に支援します。



＜難防除雑草＞
ギンギン シバムギ



計画に基づき除草剤の散布等を実施



難防除雑草の繁殖しない生産性の高い草地

◆ 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

地域の「生産基盤強化計画」を策定し、計画に基づく以下の取組を実施する際に必要な施設、機械、家畜の導入等に支援します。

- ① 夏期預託から周年預託への転換
- ② 地域を越えた広域的な預託
- ③ 預託月齢の早期化による預託期間の延長
- ④ 公共牧場自らの肉用子牛生産や乳用後継牛の供給 等



カーフハッチ導入



生産性向上



収穫機械導入



畜舎整備

牧柵整備

◆ 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- 1 広域供給利用協定の締結
広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会等に支援します。
- 2 広域供給・利用のための整備
国産粗飼料の広域流通の拡大を図るため、農協、コントラクター、TMRセンター、農業集団(3戸以上)等の供給側、需要側それぞれに必要な施設・機械の整備等に支援します。



【供給側】
梱包格納機



保管・搬出

広域流通



混合機



ストックヤード

【需要側】

◆ 日本型放牧モデル普及推進事業

肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧に係る条件整備等に支援します。

- 1 放牧利用推進
計画の策定、放牧地確保に係る調整会議の開催、疾病予防対策の実施等に支援します。
- 2 モデル実施に係る条件整備
肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧のモデル実施に係る放牧地整備、牧柵や飲水施設等設置、草地管理機械の整備、放牧牛導入等に支援します。
- 3 日本型放牧モデルの全国普及
専門家による現地指導、地域指導者の育成、優良事例の収集・分析等に支援します。



畜産経営体質強化資金対策事業

【1, 700百万円】

対策のポイント

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しする長期・低利の一括借換資金を融通するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入・育成資金の借入れに係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産クラスター計画の策定が進んでいく中で、同計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていく意欲ある畜産経営が多く出てくることが想定されます。
- ・そのような場合に、既往負債の償還負担を軽減し、新たな償還計画を策定しようとする経営体に対して、資金融通の円滑化のための支援が必要となります。
- ・また、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のため、家畜の購入・育成資金の融通の円滑化のための支援が必要となります。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者を対象に、既往負債の一括借換を行う長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

また、資金の円滑な融通が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

（補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額）
基金管理団体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

畜産経営体質強化資金対策事業の概要

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を融通。

○ 貸付対象者

畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

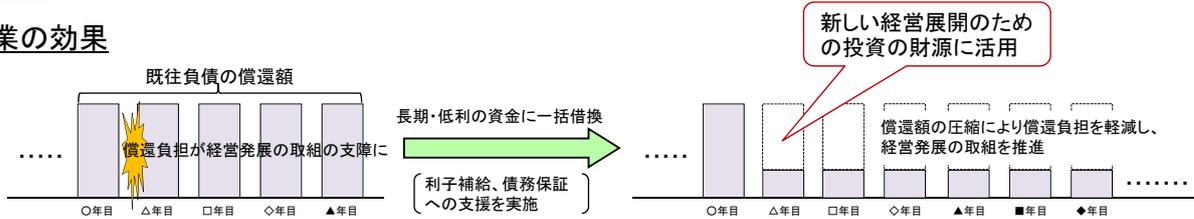
○ 貸付条件

- ・ 償還期限：酪農及び肉用牛25年以内(うち据置期間5年以内)・養豚15年以内(うち据置期間5年以内)
- ・ 貸付利率：0.15%以内(貸付当初5年間は無利子)
- ・ 利子補給率：1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH28.8.19現在

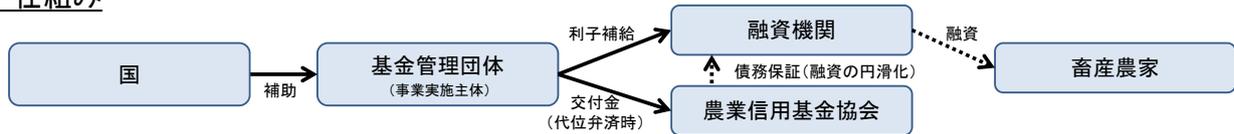
○ 融資機関 農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

○ 融資枠 60億円(平成28年度補正予算額 1,565百万円)

○ 事業の効果



○ 仕組み



2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を支援するため、家畜の購入・育成資金の借入りに係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除。

○ 支援対象者

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

○ 支援内容

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除

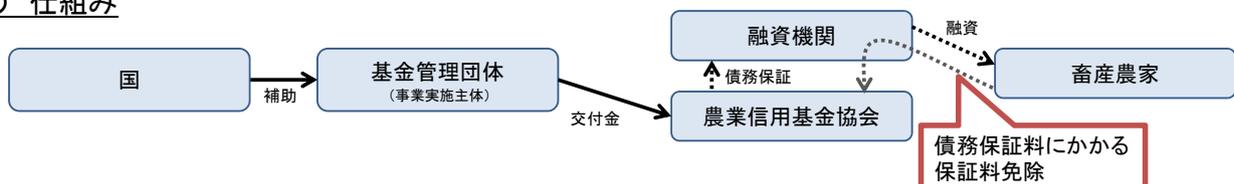
○ 対象資金 民間金融機関が融資する家畜の購入・育成資金

○ 平成28年度補正予算額 135百万円

○ 事業の効果

畜産農家の保証料負担の軽減により家畜の購入・育成資金の借入れが円滑化され、乳用牛や繁殖牛の増頭が図られることにより生産基盤が強化

○ 仕組み



加工施設再編等緊急対策事業

【1,000百万円】

対策のポイント

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、加工施設の再編合理化や高度化等を支援し、農畜産物の生産段階以降のコスト縮減を図ることにより、国内農業の競争力の強化を図る必要があります。

政策目標

- 製造ライン転換による生クリーム製造量の増大
(132万トン(平成24～26年度平均)→179万トン(平成37年度))
- 処理・加工コストの縮減(牛肉:▲10%、豚肉:▲20%)
- 製粉工場等の再編合理化による製造コストの5%削減
- 精製糖工場等の再編合理化による製造コストの縮減を図るため、業界全体の稼働率を20%程度向上等

<主な内容>

1. 畜産物の競争力強化

(1) 乳業工場の機能強化

ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する輸入品との競合の少ない品目(ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等)への製造ラインの転換を支援します。

(2) 食肉処理施設の再編合理化

食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化等に取り組む食肉処理業者が実施する処理施設の整備や既存施設の廃棄等を支援します。

2. 農産物の競争力強化

(1) 製粉工場等の再編合理化

国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

(2) 精製糖工場等の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む精製糖企業等が実施する工場の廃棄や製造施設の高度化等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：乳業者、食肉処理業者、製粉企業、精製糖企業等

お問い合わせ先：

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 1 (1) の事業 | 生産局牛乳乳製品課 | (03-6744-2128) |
| 1 (2) の事業 | 生産局食肉鶏卵課 | (03-6744-2130) |
| 2 (1) の事業 | 政策統括官付貿易業務課 | (03-6744-1257) |
| 2 (2) の事業 | 政策統括官付地域作物課 | (03-6744-2116) |

加工施設再編等緊急対策事業

【平成28年度補正予算額：10(億円)】

農畜産物の流通に必須となる加工施設となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援することにより、国内農業の競争力の強化を図る。

事業内容

再編合理化により効率的な加工体制の構築を図る事業者や、施設の高度化によりニーズに応じた加工品を生産し、収益力向上を図る事業者に対し、より効率的な加工施設を整備する取組や加工機能の改善に向けた取組を支援。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要の見込める製品への転換等、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備(施設整備に要する経費等)

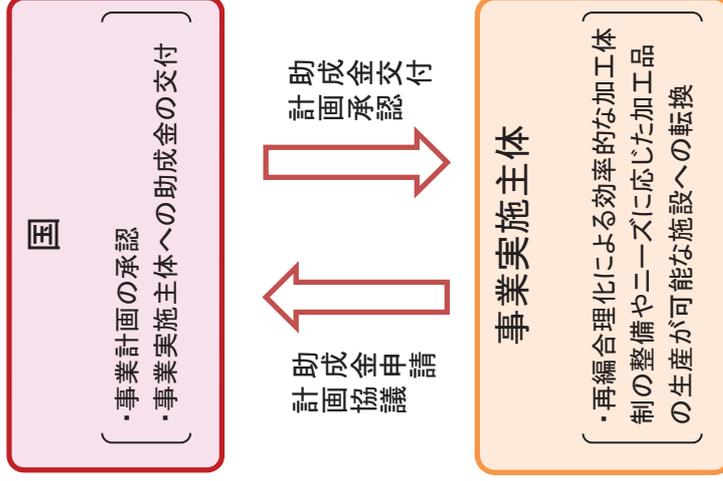
(2) 支援対象者

- ① 再編合理化の取組：製粉企業、精製糖企業、食肉処理施設等
- ② 製造ラインの高度化等の取組：製粉企業、精製糖企業、乳業者等

(3) 補助率

施設整備・廃棄は1/2以内、事業推進等は定額

事業の流れ



生クリーム貯蔵施設



産地食肉センター



製粉施設



精製糖工場

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

【180百万円】

対策のポイント

国産畜産物の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援します。

<背景/課題>

- ・ 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、国産畜産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進する必要があります。
- ・ 近年、安全・安心な国産畜産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加してきており、産地としては、こうした需要に対応した原材料の安定供給が求められています。

政策目標

国産畜産物の使用量が5年間で10%増加

<主な内容>

1. 技術・機械開発等推進事業

生産者等と外食・中食・加工業者を結びつけるマッチング会の開催、実証事業の実施に当たっての技術指導の取組等について支援します。

2. 技術・機械開発等実証事業

需要者における新しいニーズの調査、産地と複数年契約を締結する外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発や新商品への原料原産地表示等を支援します。

（補助率：定額、1/2以内）
事業実施主体：民間団体

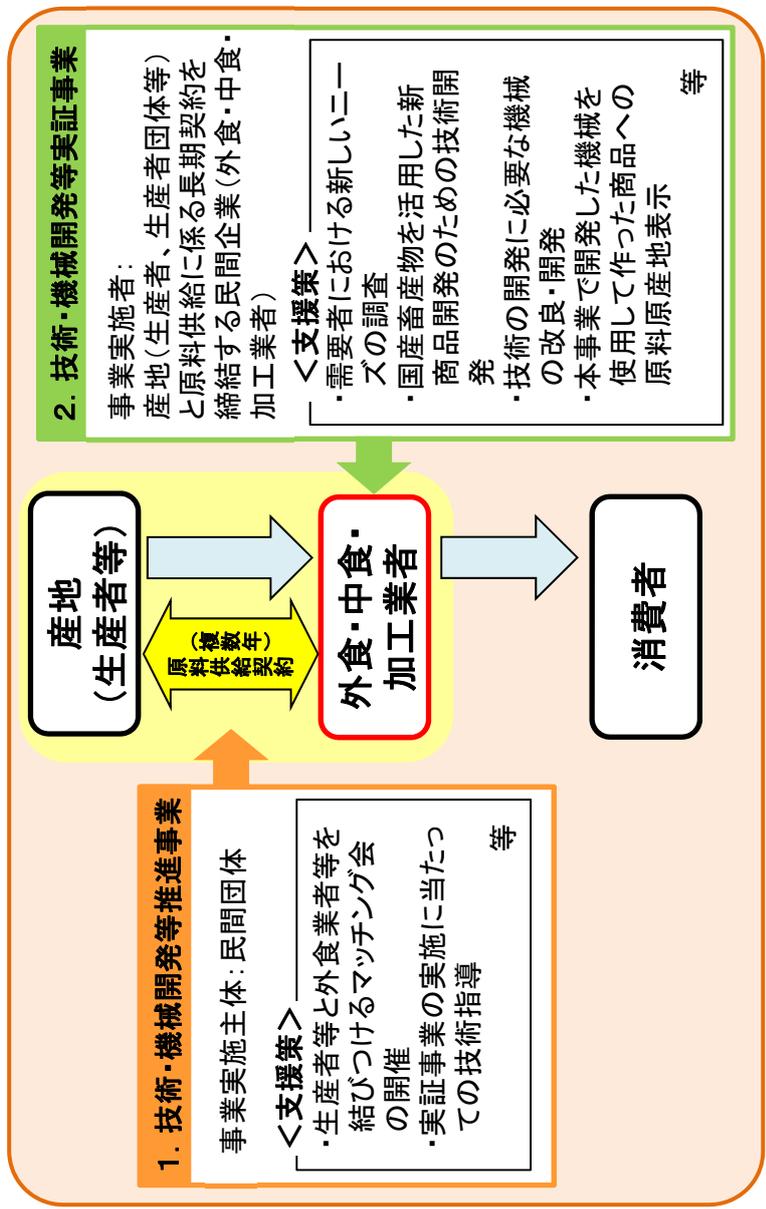
お問い合わせ先：
生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

【平成28年度補正予算：180百万円】

- **事業概要** : 産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援。
- **交付率** : 定額、1/2以内
- **対象品目** : 国産畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、畜産副産物、牛乳乳製品)

事業の仕組み



国産畜産物を活用した新商品を開発するための技術開発事例



歩留まりが良く、安全性の高い熟成肉を製造するための微生物の有用性の検証や熟成技術を開発



従来品よりも生乳の風味を活かし、かつ常温保存が可能な乳飲料を開発

輸入品に対する競争力を強化し、国産畜産物の需要を拡大!

品目別輸出促進緊急対策事業

【2,997百万円】

対策のポイント

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大のため、品目ごとの輸出拡大のための各種取組等を支援します。

<背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、コメ、牛肉、青果物、花き、茶、林産物、水産物等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで相手国の関税が撤廃されることを踏まえ、品目ごとにオールジャパンで輸出に取り組む輸出団体も活用し、「農林水産物の輸出力強化戦略」に沿った輸出拡大の取組を行う必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))

<主な内容>

1. コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

輸出商品・販売方法の多様化のために事業者が行う実証の取組、海外でのプロモーション活動の強化、海外規制への対応の取組促進、米輸出拡大のための実践的調査等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体〕

2. 青果物輸出特別支援事業

青果物の輸出を拡大するため、輸出先国の植物検疫条件を満たすのに必要な殺菌処理機材の整備や、輸出先国の残留農薬基準に合致した品目別農薬使用マニュアル(防除暦等)の作成等により国内生産・出荷体制の構築を支援するとともに、低温貯蔵・輸送技術の実証等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

3. 日本産花き輸出促進緊急対策事業

花きの輸出を拡大するため、アンテナショップ等による輸出先国におけるプロモーション活動の強化や、世界各地で開催されるいけばなイベントを活用した輸出促進の取組を支援するとともに、輸出向け包装資材のデザイン統一を図る取組等を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

4. 茶輸出特別支援事業

緑茶の輸出を拡大するため、茶葉の乾燥を効率的に行う新たな抹茶加工技術の実証や、緑茶生産で使用する主要な農薬について輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定申請、海外での輸出環境調査やプロモーション活動の強化等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

5. 農産物輸出コスト低減対策特別支援事業

輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材利用技術、輸出を目指す産地間等での農業機械のシェアリング等の実証・普及を支援するとともに、輸出拡大に必要な青果物の低コスト・安定輸送技術の導入に向け、共同集荷・配送システムの構築、先端貯蔵技術による周年安定出荷体制の強化等の技術実証を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：協議会、農業者団体、地方公共団体、民間団体等〕